

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成26年4月8日

神奈川県監査委員 真島 審一  
 同 高岡 香  
 同 長峯 徳積  
 同 竹内 英明  
 同 平本 さとし

1 措置の対象となった監査の結果

平成25年11月29日（神奈川県公報号外第66号）神奈川県監査委員公表第18号で公表した不適切事項又は要改善事項が認められた監査実施箇所64箇所（既報告17箇所を除く）中49箇所

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 政策局

出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県中央地域県政総合センター	平成25年4月24日（平成25年3月11日から同月14日まで職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、行政財産の多目的利用実施方針に該当しない団体の行事に対し、同方針に基づく使用許可をしているものがあつた。	不適切事項については、財産管理に関する規定の解釈が制度主管課と異なっていたことによるものであり、制度主管課と調整後、使用許可手続の変更を行った。 今後は、このようなことがないよう、制度主管課との連絡を密にすることにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県湘南地域県政総合センター	平成25年4月22日（平成25年2月18日から同月21日まで職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、水源林に設置された電柱等に係る行政財産の目的外使用許可が著しく遅れていた。また、当該使用許可に当たり、許可権者や使用料の算定を誤っていた。	不適切事項については、財産の現状把握及び関係規定の理解が不十分であったことによるものであり、使用料の不足分については、平成25年4月18日に収入済となっている。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による財産の現状確認を徹底するとともに、関係規定の理解の向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県西地域県政総合センター	平成25年4月30日及び5月1日（平成25年3月15日、18日、19日及	（不適切事項） 次のとおり、事務処理が不適切であつた。 1 契約事務において、土地改良事業等用地の	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、確認体制及び進行管理が不十分であつたこ

び21日職員調査)	調査及び登記事務委託業務の完了届の検収をしておらず、進行管理が著しく不適切であった。	<p>2 庶務事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費4件、800円が支給されていないものがあった。</p> <p>(2) 防災用務又は防災待機用務に従事していたにもかかわらず、時間外勤務手当又は宿日直手当を支給していないものがそれぞれ1件ずつあった。</p>	<p>とによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、進行管理表を活用し、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 庶務事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 旅費については、平成25年4月2日及び10月18日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 諸手当については、平成25年4月16日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
-----------	--	--	---

(2) 総務局  
本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	平成25年8月30日(平成25年7月22日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>予算の執行において、支払遅延に伴う遅延利息を、平成25年度予算で執行すべきところ24年度予算で支払っていた。</p>	<p>不適切事項については、関係法令の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係法令の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
組織人材部 人材課	平成25年8月30日(平成25年7月25日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>収入事務において、団体等派遣職員費負担収入の調定に当たり、1件、11,043円が徴収不足であった。</p>	<p>不適切事項については、職員の派遣に当たり団体との協定内容の細部の取り決めが不十分であったことによるものであり、改めて団体と協議を行い、不足分については、平成25年8月30日に収入済となっている。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
財政部課税課	平成25年8月30日(平成25年7月29日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>支出事務において、不動産取得税納税通知書及</p>	<p>不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるもので</p>

	員調査)	び事前通知書印刷代の支払に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている支払期限を過ぎていた。その結果、800円の遅延利息を支払っていた。	ある。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による進行管理を徹底するとともに、改めて全職員に対し支払期限に係る意識の徹底を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。
財産経営部 庁舎課	平成25年8月30日(平成25年7月31日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、県庁舎の電気料金の支払に当たり、遅延利息25,681円を支払っているものがあった。また、遅延利息を、平成25年度予算で執行すべきところ24年度予算で支払っていた。	不適切事項については、関係法令の理解及び進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係法令の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県麻生県税事務所	平成25年3月25日(平成25年2月5日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費4件、800円が支給されていないものがあった。	不適切事項の旅費については、平成25年3月1日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、公務出張における所定の手続の厳守を周知徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(3) 安全防災局

本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	平成25年7月23日(平成25年6月10日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費2件、640円が支給されていないものがあった。	不適切事項の旅費については、平成25年6月18日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、公務出張における所定の手続の厳守を周知徹底するとともに、確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
安全防災部 災害対策課	平成25年7月23日(平成25年6月13日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費10件、3,000円が支給されていないものがあった。	不適切事項の旅費については、平成25年7月26日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、公務出張における所定の手続の厳守を周知徹底するとともに、確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
安全防災部	平成25年7月	(不適切事項)	

危機管理対策課	23日（平成25年6月14日職員調査）	庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費4件、800円が支給されていないものがあった。	不適切事項の旅費については、平成25年7月26日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、公務出張における所定の手続の厳守を周知徹底するとともに、確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
安全防災部 工業保安課	平成25年7月23日（平成25年6月12日職員調査）	（不適切事項） 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 契約事務において、自動車運行管理業務委託契約の仕様書に、委託に不適合な、労務管理上の問題に抵触する内容を定めていた。 2 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費3件、600円が支給されていないものがあった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、関係規定の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 庶務事務の旅費については、平成25年7月26日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、公務出張における所定の手続の厳守を周知徹底するとともに、確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
安全防災部 くらし安全交通課	平成25年7月23日（平成25年6月10日及び11日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費7件、1,400円が支給されていないものがあった。	不適切事項の旅費については、平成25年7月26日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、公務出張における所定の手続の厳守を周知徹底するとともに、確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(4) 県民局  
本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	平成25年7月24日（平成25年6月4日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、委託契約締結時に契約書の所在を確認していなかったため、支払手続まで所在不明であることに気づかず、再度契約書を作成しているものがあった。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、新たに進行管理表を作成し、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
くらし県民部 広報県民	平成25年7月24日（平成25	（不適切事項） 財産管理事務におい	不適切事項については、財産管理関

課	年6月5日職員調査)	て、県有財産台帳価格の改定に伴う普通財産の貸付けの変更に当たり、貸付料の算定を誤っているものがあつた。これにより、貸付料1件、808,141円が徴収不足であつた。	係規定等の理解が不十分であつたことによるものであり、不足分については、平成25年9月13日に収入済となつている。 今後は、このようなことがないよう、関係規定等の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
くらし県民部文化課	平成25年7月24日(平成25年6月10日職員調査)	(不適切事項) 物品管理事務において、神奈川県近代文学館活性化事業委託により生じた物品の取得及び貸付けに当たり、神奈川県財務規則で定める手続が行われていなかった。 (要改善事項) 県民ホールほか3施設の指定管理に係る協定における管理物品の取扱いについて、平成23年4月の神奈川県財務規則の改正(備品の対象を2万円以上から5万円以上に)を踏まえた内容に改める必要がある。	不適切事項については、神奈川県財務規則等の理解が不十分であつたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、規則等の理解の向上を図るとともに、複数の職員による点検を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 要改善事項については、現行の指定管理に係る協定における管理物品の取扱いでは、制度改正により管理物品の定義が実態と整合しなくなつてのことから、協定の規定において管理物品を特定して管理することとし、県民ホールほか3施設の指定管理に関する基本協定の一部を変更した。
次世代育成部次世代育成課	平成25年7月24日(平成25年6月12日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、週休日に勤務した職員に対し、時間外勤務手当を支給していないものがあつた。	不適切事項の時間外勤務手当については、平成25年6月17日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
次世代育成部子ども家庭課	平成25年7月24日(平成25年6月13日職員調査)	(不適切事項) 債権管理事務において、児童保護措置費自己負担金等の債権管理に当たり、時効により債権が消滅しているにもかかわらず、不納欠損処分が著しく遅れていた。	不適切事項については、確認が不十分であつたことによるものであり、平成25年8月9日、不納欠損処分を行った。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立かながわ女	平成25年3月22日(平成25	(不適切事項) 契約事務において、物	不適切事項については、進行管理及

性センター	年3月21日及び22日職員調査)	品の納入に当たり、物品検収要領で定める検査等を行っていないものがあった。	び確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター	平成25年7月24日(平成25年5月28日及び29日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、アドバイザー相談事業協働事業委託に当たり、プロポーザル方式による事業計画の募集案内に委託料の用途制限など契約上の重要事項を明示していなかった。	不適切事項については、募集案内に記載する契約上の重要事項に関し、応募団体等への配慮が不足していたことによるものである。 今後は、募集案内を見直し、契約上の重要事項等を記載することとした。
神奈川県パースポーツセンター	平成25年5月27日(平成25年2月26日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、契約期間の開始後速やかに契約書を作成し契約を確定すべきところ、事務が遅れているものがあった。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、契約に係る一覧表を確認し、進行管理を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(5) 環境農政局  
 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
環境部環境計画課	平成25年8月22日(平成25年7月5日職員調査)	(要改善事項) ホームページ「かながわの環境」のバナー広告掲載に係る契約において、ホームページ「かながわの環境」広告掲載要領の定めにより、広告掲載料は前納としているが、広告掲載による収入増加を図る観点から、前納に限定しない方向で同要領を見直す必要がある。	要改善事項については、広告掲載料を前納に限定しないこととし、ホームページ「かながわの環境」広告掲載要領を平成25年度中に廃止し、本県のホームページへの広告掲載に関する共通事項を定めている神奈川県ホームページ広告掲載要領(前納の定めがない)を適用することとする。
環境部廃棄物指導課	平成25年8月22日(平成25年7月8日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、電気料金の支払に当たり、遅延利息1,083円を支払っているものがあった。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県横浜川崎地区農政事務所	平成25年4月17日（平成25年3月8日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>財産管理事務において、敷地内に設置されている電話柱に交通標識が共架されているにもかかわらず、神奈川県県有財産規則に基づく使用承認の手続が行われていなかった。</p>	<p>不適切事項については、財産の現状確認が不十分であったことによるものであり、設置者からの使用承認申請を受け、平成25年3月13日に使用承認を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、現状の確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県農業技術センター北相地区事務所	平成25年4月23日（平成25年4月12日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 収入事務において、現金領収した生産物売払収入について収入に係る調定を行っていなかった。</li> <li>2 支出事務において、電話料金の支払に当たり、遅延利息71円を支払っているものがあつた。</li> </ol>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 収入事務については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、規則の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</li> <li>2 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</li> </ol>
神奈川県農業技術センター三浦半島地区事務所	平成25年4月23日（平成25年4月15日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 契約事務において、薬品等に係る産業廃棄物処理委託契約の履行確認に当たり、神奈川県財務規則で定める検査に関する調書を作成していなかった。</li> <li>2 財産管理事務において、県有財産台帳価格の改定に伴う行政財産の目的外使用許可の変更に当たり、使用料の算定を誤って許可しているものがあつた。こ</li> </ol>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 契約事務については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、財務規則及び関係規定の周知徹底を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</li> <li>2 財産管理事務については、使用料に関する関係規定等の理解が不十分であったことによるものであり、変更許可の上、不足分については平成25年9月30日に徴収した。 今後は、このようなことがないよう、関係規定等の周知徹底を図</li> </ol>

		れにより、使用料3件、17,081円が徴収不足であった。	るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県農業技術センター足柄地区事務所	平成25年4月23日（平成25年4月17日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の改正に伴う行政財産の目的外使用許可の変更に当たり、使用料の算定を誤って許可しているものがあった。これにより、平成23年度から年度ごとに750円を過大に徴収していた。	不適切事項については、職員相互の点検が不十分であったことによるものであり、過大徴収分については、平成25年11月28日に相手方に還付した。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県農業技術センター畜産技術所	平成25年4月23日（平成25年4月19日職員調査）	（不適切事項） 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 契約事務において、飼料購入に係る単価契約の締結に当たり、決裁の手続を踏まずに契約書を作成していた。 2 財産管理事務において、県有財産台帳価格の改定に伴う行政財産の目的外使用許可の変更に当たり、使用料の算定を誤って許可しているものがあった。これにより、使用料5件、123,254円が徴収不足であった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、財務関係規定の理解及び進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を一層強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 財産管理事務については、使用料に関する関係通知の理解が不十分であったことによるものであり、不足分については、平成25年7月12日に収入済となっている。 今後は、このようなことがないよう、関係通知の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を一層強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(6) 保健福祉局  
本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	平成25年8月21日（平成25年7月8日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、契約期間の開始後速やかに契約書を作成し契約を確定すべきところ、事務が	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよ



		遅れているものがあつた。	う、執行状況管理表を作成し、事業所管課と共有することで、進行管理の相互確認体制の強化を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。
保健医療部 医療課	平成25年8月21日（平成25年6月27日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、業務契約期間開始後に支出負担行為手続を保健福祉局経理課に依頼しているものがあつた。	不適切事項については、契約に係る関係規定の理解及び進行管理が不十分であつたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
保健医療部 県立病院課 （病院事業会計）	平成25年7月22日（平成25年5月30日及び31日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、X線撮影装置の更新に当たり、予算科目に誤りがあつた。	不適切事項については、神奈川県病院事業固定資産規則の理解が不十分であつたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、同規則をはじめ関係規則の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
保健医療部 がん対策課	平成25年8月21日（平成25年7月2日職員調査）	（不適切事項） 補助金交付事務において、がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助の額の確定に当たり、実績報告の内容に誤りがあることに気付かずに額を確定していた。	不適切事項については、実績報告書の内容の確認が不十分であつたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による相互の確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
保健医療部 保健人材課	平成25年8月21日（平成25年7月3日職員調査）	（不適切事項） 補助金交付事務において、院内保育事業運営費補助金に係る申請書類等の確認が不十分であつたため、3件、809,000円を過大に交付していた。 （要改善事項） 院内保育事業運営費補助金に係る交付額の算出基礎の一つである調整率について、その計算が適正に行われているかの検証が不十分であるため、申請書類等において計算過程を明らかにさせるこ	不適切事項については、申請書類等の確認が不十分であつたことから、補助金の算定方法を誤つたものであり、過大交付分は平成25年8月19日及び同月30日に補助事業者から返納された。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。  要改善事項については、調整率の検証が可能となるよう、補助事業者に対し、申請書類に算出の基礎となる数値を記載することを求めるなど

		とを補助事業者に対して求めるなど、必要な検証が可能となるよう審査手続を見直す必要がある。	審査手続を見直した。
--	--	--	------------

出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県鎌倉保健福祉事務所	平成25年4月18日（平成25年3月8日、11日及び12日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、現金領収した医療業務手数料の収納に当たり、会計年度を誤っているものがあった。	不適切事項については、納付書作成時など事務処理過程での確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県小田原保健福祉事務所	平成25年3月21日（平成25年3月19日及び21日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、未熟児養育費負担金等の督促状の発行に当たり、指定期限を所定より早期に設定しているもの及び指定期限までの日数を踏まえた適切な日に発行していないものがあった。	不適切事項については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、規則の周知徹底を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県秦野保健福祉事務所	平成25年3月18日（平成25年1月25日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、保健福祉業務等従事手当の支給に当たり、対象となる業務に従事していないにもかかわらず、手当7件、3,220円を支給しているものがあった。	不適切事項の保健福祉業務等従事手当については、平成25年2月15日に本人から返納された。 今後は、このようなことがないよう、支給対象職員に対象業務の範囲を改めて周知するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立総合療育相談センター	平成25年5月15日（平成25年5月14日及び15日職員調査）	（不適切事項） 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 契約事務において、身体障害者手帳データ処理業務委託の入札及び契約に当たり、神奈川県財務規則運用通知で定める要件に該当しないにもかかわらず、予定価格を変更した上に、再度公告入札に付することなく、随意契	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、規則の周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 財産管理事務については、関係規定の理解が不十分であったことによるものであり、不足分につい

		<p>約により、当初予定価格よりも高い金額で契約していた。</p> <p>2 財産管理事務において、県有財産台帳価格の改定に伴う行政財産の目的外使用許可の変更に当たり、使用料の額を誤って許可しているものがあった。これにより、使用料2件、1,957円が徴収不足であった。</p>	<p>ては、平成25年11月5日に収入済となっている。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立さがみ緑風園	平成25年6月10日（平成25年2月18日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 契約事務において、委託契約の締結が遅れたため、契約関係が不確定の状態で行われているものがあった。</p> <p>2 庶務事務において、非常勤職員の雇用に当たり、基本報酬額を誤ったため、12件、189,300円を過大に支給していた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、新たに年度当初契約事務の進行管理表を作成し、組織的な進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 庶務事務については、履歴書の記載内容の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立保健福祉大学実践教育センター	平成25年4月18日（平成25年3月6日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>物品管理事務において、備品の管理に当たり、拡声器1点が台帳に記録されていなかった。また、台帳上の管理番号と備品に貼付された管理シールの番号が一致しないものが多数あった。</p>	<p>不適切事項のうち、台帳への未記録については、物品管理関係規定の理解が不十分であったことによるものであり、職員調査終了後、速やかに所要の手続を行った。</p> <p>また、台帳上の管理番号と管理シールの番号の不一致については、物品管理関係規定の理解及び現物照合が不十分であったことによるものであり、すべての備品の確認を行い、正しい番号のシールを貼付した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

(7) 産業労働局  
出先機関

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県産業技術センター	平成25年5月10日（平成25年5月8日から同月10日まで職員調査）	<p>（不適切事項） 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 収入事務において、電柱用支線に係る目的外使用料及び自動販売機設置場所に係る貸付料の調定が3月を超えて遅れているものがあった。</p> <p>2 財産管理事務において、行政財産の目的外使用許可に当たり、日付を遡って許可しているものがあった。また、使用料の算定を誤って許可したため、使用料3件、82,254円が徴収不足であった。</p> <p>3 公印取扱事務において、目的外使用許可通知の作成に当たり、使用権限のない職員が公印を押印しているものがあった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。          今後は、このようなことがないよう、年間予定表を作成し、複数の職員による確認体制を強化することで、進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 財産管理事務については、担当者の職務怠慢はもとより管理体制が不十分であったことによるものである。          また、使用料の算定誤りについては、財産管理の制度変更の理解が不十分であったことによるものであり、徴収不足の使用料3件については、平成25年6月6日（2件）及び同年6月14日（1件）に収入済となっている。          今後は、このようなことがないよう、目的外使用許可の施行管理の徹底を図るべく、職場研修を実施し、使用料の算定方法の再確認等を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 公印取扱事務については、公印管理の徹底が不十分であったことによるものである。          今後は、このようなことがないよう、使用権者の押印を職員に徹底し、厳正な公印管理を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県障害者就労相談センター	平成25年6月20日（平成25年5月20日職員調査）	<p>（不適切事項） 契約事務において、産業廃棄物処理委託契約の締結に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則で定められた事項を契約書に明記していなかった。</p>	<p>不適切事項については、産業廃棄物処理に係る関連法令に関する理解が不十分であったことによるものである。          今後は、このようなことがないよう、関連法令に関する理解の向上を図るとともに、複数の職員による確</p>

			認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
--	--	--	-------------------------------

(8) 県土整備局  
本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
事業管理部 県土整備経 理課	平成25年8月 5日(平成25 年6月20日職 員調査)	(要改善事項) 各土木事務所が執行す る庁用自動車運行管理委 託契約において、発注者 の職員自らによる委託対 象車両の運転に係る燃料 代の執行方法について は、より効率的な執行方 法に改善して周知する必 要がある。	要改善事項については、効率的な 執行方法に改善するため、会計局及 び神奈川労働局と調整・確認を行 い、平成26年度から庁用自動車運行 管理委託契約と燃料代の契約の一本 化を図ることとした。
都市部都市 公園課	平成25年8月 5日(平成25 年6月11日職 員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、 日々雇用職員の雇用に当 たり、雇用書及び雇用条 件通知書を交付していな かった。	不適切事項については、関係法令 等の理解が不十分であったことによ るものである。 今後は、このようなことがないよ う、関係法令等の理解の向上を図る とともに、複数の職員による確認を 徹底することにより、適正な事務執 行に努めることとした。
道路部道路 整備課	平成25年8月 5日(平成25 年6月13日職 員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、 日々雇用職員の雇用に当 たり、雇用条件通知書を 交付していなかった。	不適切事項については、関係法令 等の理解が不十分であったことによ るものである。 今後は、このようなことがないよ う、関係法令等の理解の向上を図る とともに、複数の職員による確認を 徹底することにより、適正な事務執 行に努めることとした。
河川下水道 部下水道課	平成25年8月 5日(平成25 年6月6日職 員調査)	(要改善事項) 相模川流域下水道処理 場等所在地負担金の執行 において、交付申請に係 る事務処理が取扱要領と 合っていないことから、 実態に合うよう取扱要領 の見直しが必要である。	要改善事項については、相模川流 域下水道処理場等所在地負担金取扱 要領において、実際には必要のない 手続を定めていた点を見直し、事務 処理の実態に合うよう、平成25年11 月29日に要領を改正した。

(9) 企業庁  
本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
水道部経営	平成25年7月	(要改善事項)	

課	18日（平成25年5月20日職員調査）	量水器点検等業務委託において、新規受託者とは準備業務委託契約を別途締結しているが、競争の公平性及び経済性を考慮して、量水器点検等業務委託契約の委託業務に準備業務を含めるよう見直しが必要である。また、業務履行に問題があった場合に、契約金額を減額するサービスレベルアグリーメント条項を設定することも検討されたい。	要改善事項については、新規受託者との準備業務委託契約の別途締結を見直し、今年度から準備業務委託契約を締結せず、量水器点検等業務委託契約事業仕様書に準備期間を明記し、準備期間において本業務を適正に履行できる準備を整え、必要に応じて現受託者に同行する事前研修を実施するよう記載することとした。 また、サービスレベルアグリーメント条項の設定については、引き続き検討することとするが、確実な業務履行を確保するため、点検が遅延した場合の委託者及び受託者間の協議条項を設定することとした。
水道部浄水課	平成25年7月18日（平成25年5月15日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、長期継続契約を締結できる契約に該当しないにもかかわらず、複数年にわたる契約を締結しているものがあつた。	不適切事項については、関係法規等の理解が不十分であったことによるものである。 なお、当該契約は平成25年11月に更新することから、新たな契約に当たっては、単年度の契約とすることとした。 今後は、このようなことがないよう、関係法規等に関する理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県企業庁津久井水道営業所	平成25年5月28日（平成25年2月12日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であつた。 1 公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費2件、400円が支給されていないものがあつた。 2 水道施設危険作業手当7件、3,500円が支給されていなかった。	不適切事項の庶務事務については、次のとおり措置した。 1 旅費については、平成25年3月29日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、関係諸規定の理解を深めるとともに、確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 水道施設危険作業手当については、平成25年3月15日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、関係諸規定の理解を深めるとともに、確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

<p>神奈川県企業庁鎌倉水道営業所</p>	<p>平成25年5月2日（平成25年5月1日及び2日職員調査）</p>	<p>（不適切事項）  次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。  1 契約事務において、工事請負契約の変更に当たり、設計金額の積算を誤ったものが2件あり、契約額が70,350円過大となっていた。  2 物品管理事務において、ビデオデッキの廃棄処分に当たり、固定資産保管台帳からの削除等、必要な手続を行っていなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。  1 契約事務については、設計金額積算時の確認が不十分であったことによるものである。  今後は、このようなことがないよう、設計書の違算防止のための確認表に設計変更時における項目を追加し、確認体制の強化を図るとともに、違算事例集に掲載することで、情報の共有化を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。  2 物品管理事務については、確認体制が不十分であったことによるものである。  今後は、このようなことがないよう、物品管理の関係法規等に関する理解の向上を図るとともに、廃棄処分に係る手順を定め、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
-----------------------	-------------------------------------	--	---